

⑤その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同	—	26,924千円	292,652円
	配偶者以外	6,500円				
	配偶者がいない場合	11,000円				
	特定期間の加算(16歳～22歳)	5,000円				
住居手当	自宅(購入などから5年以内)	2,500円	異	自宅に係る住居手当を支給	3,348千円	128,769円
	借家	最高27,000円				
通勤手当	交通機関利用者	(運賃相当額) 最高55,000円	異	交通用具使用の場合、距離単価が相違	10,624千円	94,018円
	交通用具使用者 (自動車などの使用者について、片道2 ^{キロ} 以上の距離の場合)	18,500円を 限度に支給				
管理職手当	総務課長	40,000円	同	—	7,488千円	394,105円
	企画財政課長、総合管理課長	36,000円				
	その他の課長	32,000円				

(6) 特別職の報酬などの状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額など	区分		給料月額など
給料	町長	758,000円	期末	町長	(25年度支給割合) 2.95月分
	副町長	597,000円		副町長	
報酬	議長	303,000円	手当	議長	(25年度支給割合) 2.95月分
	副議長	250,000円		副議長	
	議員	227,000円		議員	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成26年4月1日現在）

区分	状況
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分
休憩・休息时间	休憩時間 60分
勤務を要しない日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日
年次休暇	1年間に20日。20日を限度に翌年に繰越
その他の休暇	病気休暇、特別休暇、育児休暇など

4 職員の分限および懲戒の状況（平成25年度）

処分年月日	処分の種類	処分事由
平成25年5月1日	分限休職(病気休職)	心身の故障による

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

この根本基準を実行するために、法令などおよび上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限など、職務上の強い制限を課しています。

服務規律の遵守については、職員研修や通知などにより、周知徹底を図り、綱紀の肅正および服務規律の徹底に努めています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況（平成25年度）

(1) 研修の状況

研修機関において職務上の階層ごとに行う、新規採用職員研修、新任課長級研修などのほか、外部講師を招いての「法制執務研修」の実施、その他にも「パソコン研修」などを実施し、職員の能力開発、資質向上に努めています。

(2) 勤務成績の評定の状況

長島町職員の目標管理による人事評価に関する規程により、勤務評定を実施しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況（平成25年度）

区分	受診者数	区分	受診者数
定期健康診断	79人	1日ドック	76人
		2日ドック	12人
結核定期健康診断	106人	脳ドック	4人
		節目ドック	2人

◎問い合わせ先

役場総務課職員係 ☎ (86) 1111 [代表]